

議案第12号

幸手市手数料条例の一部を改正する条例

幸手市手数料条例（平成12年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「第44号」を「第43号」に、「、完了検査手数料及び中間検査手数料」を「及び完了検査手数料」に改め、同条第2項中「第44号」を「第43号」に、「、完了検査手数料及び中間検査手数料」を「及び完了検査手数料」に改める。

別表34の項中「第60条」を「第60条第1項」に改め、同表35の項中「、第63条第3項第5号イ」を「又は第63条第3項第5号イ」に改め、「又は第68条の69第3項第5号イ若しくは第7号イ」を削り、同表36の項中「、第63条第3項第6号」を「又は第63条第3項第6号」に改め、「又は第68条の69第3項第6号若しくは第7号ロ」を削り、同表38の項から43の項までを次のように改める。

38	建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定に基づく建築物に関する確認の申請又は同法第18条第2項の規定に基づく建築物に関する計画の通知に対する審査	建築物に関する確認申請又は計画通知手数料	ア 床面積の合計が次に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ① 30平方メートル以内のもの 8,000円 ② 30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの 20,000円 ③ 100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの 34,000円 ④ 200平方メートルを超え300平方メートル以内のもの 36,000円 ⑤ 300平方メートルを超え500平方メートル以内のもの 3
----	--	----------------------	--

			9,000円 ⑥ 500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 58,000円 ⑦ 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 78,000円 ⑧ 2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 235,000円 ⑨ 10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの 420,000円 ⑩ 50,000平方メートルを超えるもの 777,000円 イ アの床面積の合計は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める面積について算定する。 ① 建築物を建築する場合（②に掲げる場合及び移転する場合を除く。） 当該建築物に係る部分の床面積 ② 確認を受けた建築物の計画を変更して建築物を建築する場合（移転する場合を除く。） 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあっては、当
--	--	--	--

			該増加する部分の床面積) ③ 建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合（④に掲げる場合を除く。） 当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積の2分の1 ④ 確認を受けた建築物の計画を変更して建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1
39	建築基準法第6条第1項の規定に基づく建築物に関する確認の申請又は同法第18条第2項の規定に基づく建築物に関する計画の通知に対する審査（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第11条第1項ただし書（同条第2項において準用する場合を含む。）又は第12条第2項ただし	建築物エネルギー消費性能適合性判定を行うことが比較的容易な特定建築物に関する確認申請又は計画通知手数料	申請に係る特定建築行為を行おうとする一の建築物ごとに次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 ア 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第2条第1項第1号イ又はロに定める基準に適合するもの（イに掲げるものを除く。） 前号手数料の金額の欄アの額に、次に定める額を加算した金額 ① 一戸建ての住宅 次に掲げ

書（同条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特定建築行為に限る。）		る区分に応じそれぞれ次に定める額 (1) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 14,000円 (2) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 16,000円 ② 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 (1) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 27,000円 (2) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 43,000円 (3) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 68,000円 (4) 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 88,000円 イ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第2条第1項第1号イ又はロに定める基準に適合するもの（建築
---	--	---

		物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第2項及び第12条第3項の規定に基づくものに限る。) 前号手数料の金額の欄アの額に、次に定める額を加算した金額 ① 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 (1) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 7,000円 (2) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 8,000円 ② 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 (1) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 13,500円 (2) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 21,500円 (3) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 34,0
--	--	--

			00円 (4) 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 4 4,000円
40	建築基準法第88条第1項において準用する同法第6条第1項の規定に基づく工作物に関する確認の申請に対する審査又は同法第88条第1項において準用する同法第18条第2項の規定に基づく工作物に関する計画の通知に対する審査	工作物に関する確認申請又は計画通知手数料	ア 工作物を築造する場合（イに掲げる場合を除く。） 1の工作物ごとに 12,000円 イ 確認を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合 1の工作物ごとに 5,000円
41	建築基準法第7条第1項又は第18条第20項の規定に基づく建築物に関する完了検査（次号に規定する完了検査を除く。）	建築物に関する完了検査手数料	ア 完了検査申請1件につき床面積の合計が次に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ① 30平方メートル以内のもの 15,000円 ② 30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの 24,000円 ③ 100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの 34,000円 ④ 200平方メートルを超え300平方メートル以内のもの

			37,000円 ⑤ 300平方メートルを超え500平方メートル以内のもの 42,000円 ⑥ 500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 59,000円 ⑦ 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 82,000円 ⑧ 2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 208,000円 ⑨ 10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの 331,000円 ⑩ 50,000平方メートルを超えるもの 666,000円 イ アの床面積の合計は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める面積について算定する。 ① 建築物を建築した場合（移転した場合を除く。） 当該建築に係る部分の床面積の合計 ② 建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合 当該移
--	--	--	---

			転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1
42	建築基準法第7条第1項又は第18条第20項の規定に基づく建築物に関する完了検査（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項又は第12条第2項の規定に基づく特定建築行為の場合に限る。）	要確認特定建築行為又は要通知特定建築行為に係る建築物に関する完了検査手数料	前号手数料の金額の欄アの額に、申請に係る特定建築行為を行おうとする一の建築物ごとに次に定める額を加算した金額 ① 床面積の合計が（市長が別に定める算定方法によって算定したものをいう。以下この号並びに第70号ア③、オ及びカ並びに第71号ア③、オ及びカ並びに第76号ア③、オ及びカにおいて同じ。）30平方メートル以内のもの 3,000円 ② 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの 5,000円 ③ 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの 6,000円 ④ 床面積の合計が200平方メートルを超え300平方メートル以内のもの 7,000円 ⑤ 床面積の合計が300平方メートルを超え500平方メートル以内のもの 8,000円 ⑥ 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 11,000円

			⑦ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 16,000円 ⑧ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 41,000円 ⑨ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの 66,000円 ⑩ 床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの 133,000円
43	建築基準法第88条第1項において準用する同法第7条第1項又は第18条第20項の規定に基づく工作物に関する完了検査	工作物に関する完了検査手数料	1の工作物ごとに 12,000円

同表44の項を削り、同表中45の項を44の項とし、46の項から61の項までを1項ずつ繰り上げ、同表中「

62	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項から第5項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請（同法第6条第2項の規定による申出を伴う申請に限る。）に対する審査	建築基準関係規定適合の審査の申出を伴う長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	前号金額の欄ア①又はイ①の額（共同住宅等については、同欄ア②又はイ②の額）に、次のアに定める額を加算し、次のイに掲げる場合は当該イに定める額を更に加算して得た金額 ア 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 ① 床面積の合計（申請に係る
----	--	---------------------------------------	--

			住戸を含む一の建築物の第38号金額の欄イに規定する床面積の合計をいう。以下この号において同じ。) が30平方メートル以内のもの 7,000円 ② 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの 14,000円 ③ 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの 24,000円 ④ 床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの 31,000円 イ 構造計算適合性判定を要する場合 申請に係る住戸を含む構造計算適合性判定を要する一の建築物ごとに次に定める額 ① 構造計算が大臣認定プログラムにより行われるもの 120,700円 ② ①以外のもの 174,600円
63	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の変更の認定の申請に対する審査（次号に規定す	長期優良住宅建築等計画等変更認定申請手数料	ア 住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第3項の確認書若しくは同条第4項の住宅性能評価書又はこれらの写しが提出された場合 ① 一戸建ての住宅 新築の場合 4,000円

	る審査を除く。)		増築又は改築の場合 6,500 円 建築を伴わない場合 6,500 円 ② 共同住宅等 床面積の合計（申請に係る住戸を含む一の建築物の変更後の床面積の合計をいう。以下この号において同じ。）が500平方メートル以内のもので新築の場合 8,500円 床面積の合計が500平方メートル以内のもので増築又は改築の場合 12,500円 建築を伴わない場合 12,500 円 イ ア以外の場合 ① 一戸建ての住宅 新築の場合 28,500円 増築又は改築の場合 42,500 円 建築を伴わない場合 42,500 円 ② 共同住宅等 新築の場合 63,500円 増築又は改築の場合 97,000 円 建築を伴わない場合 97,000 円
--	-----------------	--	---

64	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請（同条第2項において準用する同法第6条第2項の規定による申出を伴う申請に限る。）に対する審査	建築基準関係規定適合の審査の申出を伴う長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料	第62号金額の欄アの額に、前号金額の欄ア①又はイ①の額（共同住宅等については、同欄ア②又はイ②の額）を加算し、第62号金額の欄イに掲げる場合は当該イに定める額を更に加算して得た金額
65	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第9条第1項及び第3項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査	譲受人を決定した場合の長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料	2,200円
66	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第10条の規定に基づく地位の承継の承認の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画の認定を受けた地位の承継の承認申請手数料	2,200円
67	都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査（次号に規定する審査を除く。）	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	次に掲げる額を合算して得た金額 ア 低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として市長が別に定めるものが提出された場合 ① 一戸建ての住宅 5,000円

			② 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 (1) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 11,000円 (2) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 23,000円 ③ 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 (1) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 11,000円 (2) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 19,000円 イ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号）第10条第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するもの ① 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 (1) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの
--	--	--	---

			40,000円
			(2) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの
			44,000円
		② 住宅用途を含む建築物の住宅部分	次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額
		(1) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの	
			80,000円
		(2) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの	
			135,000円
		ウ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するもの	
		① 一戸建ての住宅	次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額
		(1) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの	
			20,000円
		(2) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの	
			22,000円
		② 住宅用途を含む建築物の住宅部分	次に掲げる区分に応

			じそれぞれ次に定める額 (1) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 38,000円 (2) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 66,000円
		エ	ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 ① 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 267,000円 ② 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 334,000円
		オ	ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 ① 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 102,000

			円 ② 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 130,000円
68	都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請（同法第54条第2項の規定による申出を伴う申請に限る。）に対する審査	建築基準関係規定適合の審査の申出を伴う低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	前号に規定する合算して得た金額に、次のアに定める額を加算し、次のイに掲げる場合はそれぞれ当該イに定める額を更に加算して得た金額 ア 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 ① 床面積の合計（市長が第38号イに定める算定方法によって算定したものをいう。以下この号において同じ。）が30平方メートル以内のもの 7,000円 ② 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの 14,000円 ③ 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの 24,000円 ④ 床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの 31,000円 イ 構造計算適合性判定を要する場合 申請に係る構造計算適合性判

			定を要する一の建築物ごとに次に定める額 判定対象床面積が500平方メートル以内のもの (1) (2)以外のもの 166,800円 (2) 構造計算が大臣認定プログラムにより行われるものの 115,350円
69	都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査（次号に規定する審査を除く。）	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料	次に掲げる額を合算して得た金額 ア 変更後の低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として市長が別に定めるものが提出された場合 ① 一戸建ての住宅 2,500円 ② 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 (1) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 5,500円 (2) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 11,500円 ③ 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 次に掲げる区分

			に応じそれぞれ次に定める額 (1) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 5,500円 (2) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 9,500円 イ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するもの ① 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 (1) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 20,000円 (2) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 22,000円 ② 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 (1) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 40,000円 (2) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの
--	--	--	---

			67,500円
		ウ	ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するもの ① 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 (1) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 10,000円 (2) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 11,000円 ② 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 (1) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 19,000円 (2) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 33,000円
		エ	ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅

			部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 ① 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 133,500円 ② 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 167,000円 オ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 ① 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 51,000円 ② 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 65,000円
70	都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請（同条第2項において準用する同法第54条第2項の規定による申出を伴う申請に限る。）に対する審査	建築基準関係規定適合の審査の申出を伴う低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料	第68号金額の欄アの額に、前号に規定する合算して得た金額を加算し、第68号金額の欄イに掲げる場合はそれぞれ当該イに定める額を更に加算して得た金額
71	建築物のエネルギー消費	建築物エネルギー	ア 建築物のエネルギー消費性能

性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第12条第1項若しくは第2項又は第13条第2項若しくは第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定	消費性能適合性判定手数料	の向上等に関する法律第34条第3項に規定する他の建築物について、当該建築物が記載された同条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画が同法第35条第1項の認定又は同法第36条第1項の変更の認定を受けたことを示す書類が提出された場合 ① 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第1項又は第13条第2項の規定による場合 (1) 床面積の合計（市長が別に定める算定方法によって算定したものをいう。以下この号及び第77号において同じ。）が300平方メートル未満のもの 11,000円 (2) 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの 19,000円 ② 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第2項又は第13条第3項の規定による場合 (1) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 5,500円
--	---------------------	--

			(2) 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの 9,500円 イ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第1項又は第13条第2項の規定による場合（ア①に掲げる場合を除く。） ① 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号）第1条第1項第1号イに定める基準に適合するもの 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 (1) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 267,000円 (2) 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの 334,000円 ② 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合するもの 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 (1) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの
--	--	--	---

			102,000円
			(2) 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの 130,000円
		ウ	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第2項又は第13条第3項の規定による場合（ア②に掲げる場合を除く。）
		①	建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合するもの 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額
			(1) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 133,500円
			(2) 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの 167,000円
		②	建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合するもの 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額
			(1) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの

			51,000円 (2) 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの 65,000円
--	--	--	---

」を「

61	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項から第5項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請(同法第6条第2項の規定による申出を伴う申請に限る。)に対する審査	建築基準関係規定適合の審査の申出を伴う長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	前号手数料の金額の欄ア①又はイ①の額(共同住宅等については、同欄ア②又はイ②の額)に、次のアに定める額を加算し、次のイに掲げる場合は当該イに定める額を更に加算して得た金額 ア 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 ① 床面積の合計(申請に係る住戸を含む一の建築物の第38号手数料の金額の欄アに規定する床面積の合計をいう。以下この号において同じ。)が30平方メートル以内のもの 8,000円 ② 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの 20,000円 ③ 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの 34,000円 ④ 床面積の合計が200平方メートルを超え300平方メートル以内のもの 36,000円
----	--	---------------------------------------	--

			イ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項ただし書（同条第2項において準用する場合を含む。）又は第12条第2項ただし書（同条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特定建築行為の場合 申請に係る特定建築行為を行おうとする一の建築物ごとに次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 ① 建築物エネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第2条第1項第1号イ又はロに定める基準に適合するもの（②に掲げるものを除く。） (1) 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 （ア） 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 14,000円 （イ） 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 16,000円 (2) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定め
--	--	--	--

			る額 (ア) 床面積の合計が30 0平方メートル未満のも の 27,000円 ② 建築物のエネルギー消費性 能の向上等に関する法律施行 規則第2条第1項第1号イ又は ロに定める基準に適合するも の（建築物のエネルギー消費 性能の向上等に関する法律第 11条第2項及び第12条第3項の 規定に基づくものに限る。） (1) 一戸建ての住宅 次に 掲げる区分に応じそれぞれ 次に定める額 (ア) 床面積の合計が20 0平方メートル未満のも の 7,000円 (イ) 床面積の合計が20 0平方メートル以上のも の 8,000円 (2) 住宅用途を含む建築物 の住宅部分 次に掲げる区 分に応じそれぞれ次に定め る額 (ア) 床面積の合計が30 0平方メートル未満のも の 13,500円
62	長期優良住宅の普及の促	長期優良住宅建築	ア 住宅の品質確保の促進等に関

	進に関する法律第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の変更の認定の申請に対する審査(次号に規定する審査を除く。)	等計画等変更認定申請手数料	する法律第6条の2第3項の確認書若しくは同条第4項の住宅性能評価書又はこれらの写しが提出された場合 ① 一戸建ての住宅 新築の場合 4,000円 増築又は改築の場合 6,500円 建築を伴わない場合 6,500円 ② 共同住宅等 床面積の合計(申請に係る住戸を含む一の建築物の変更後の床面積の合計をいう。以下この号において同じ。)が500平方メートル以内のもので新築の場合 8,500円 床面積の合計が500平方メートル以内のもので増築又は改築の場合 12,500円 建築を伴わない場合 12,500円 イ ア以外の場合 ① 一戸建ての住宅 新築の場合 28,500円 増築又は改築の場合 42,500円 建築を伴わない場合 42,500円
--	--	----------------------	--

			② 共同住宅等 新築の場合 63,500円 増築又は改築の場合 97,000円 建築を伴わない場合 97,000円
63	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請（同条第2項において準用する同法第6条第2項の規定による申出を伴う申請に限る。）に対する審査	建築基準関係規定適合の審査の申出を伴う長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料	第61号手数料の金額の欄アの額に、前号手数料の金額の欄ア①又はイ①の額（共同住宅等については、同欄ア②又はイ②の額）を加算し、第61号手数料の金額の欄イに掲げる場合は当該イに定める額を更に加算して得た金額
64	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第9条第1項及び第3項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査	譲受人を決定した場合の長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料	2,200円
65	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第10条の規定に基づく地位の承継の承認の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画の認定を受けた地位の承継の承認申請手数料	2,200円
66	都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項の規定	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	一の建築物ごとに次に掲げる額を合算して得た金額 ア 低炭素建築物新築等計画が都

	定に基づく低炭素建築物 新築等計画の認定の申請 に対する審査(次号に規定 する審査を除く。)		市の低炭素化の促進に関する法 律第54条第1項各号に掲げる基 準に適合していることを示す書 類又はこれに類する書類として 市長が別に定めるものが提出さ れた場合 ① 一戸建ての住宅 5,000円 ② 住宅用途を含む建築物の住 宅部分 次に掲げる区分に応 じそれぞれ次に定める額 (1) 床面積の合計が300平方 メートル未満のもの 11,0 00円 ③ 非住宅用途を含む建築物の 非住宅部分 次に掲げる区分 に応じそれぞれ次に定める額 (1) 床面積の合計が300平方 メートル未満のもの 11,0 00円 イ ア以外の場合で、建築物エネ ルギー消費性能基準等を定める 省令(平成28年経済産業省・国 土交通省令第1号)第10条第2号 イ(1)及びロ(1)に定める基準に 適合するもの ① 一戸建ての住宅 次に掲げ る区分に応じそれぞれ次に定 める額 (1) 床面積の合計が200平方
--	---	--	---

			メートル未満のもの 40,000円 (2) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 44,000円 ② 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 (1) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 80,000円 ウ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するもの ① 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 (1) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 20,000円 (2) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 22,000円 ② 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 (1) 床面積の合計が300平方
--	--	--	---

			メートル未満のもの 38,000円 エ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)に定める基準又は同号イ(2)及びロ(1)に定める基準に適合するもの ① 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 (1) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 29,000円 (2) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 33,000円 ② 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 (1) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 59,000円 オ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 次に掲げる区分に応じそ
--	--	--	--

			れぞれ次に定める額 ① 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 267,000円 カ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 ① 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 102,000円
67	都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請（同法第54条第2項の規定による申出を伴う申請に限る。）に対する審査	建築基準関係規定適合の審査の申出を伴う低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	前号に規定する合算して得た金額に、次のアに定める額を加算し、次のイに掲げる場合はそれぞれ当該イに定める額を更に加算して得た金額 ア 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 ① 床面積の合計（市長が第38号イに定める算定方法によって算定したものをいう。以下この号において同じ。）が30平方メートル以内のもの 8,000円 ② 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル

			以内のもの 20,000円 ③ 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの 34,000円 ④ 床面積の合計が200平方メートルを超え300平方メートル以内のもの 36,000円 イ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項ただし書（同条第2項において準用する場合を含む。）又は第12条第2項ただし書（同条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特定建築行為の場合 申請に係る特定建築行為を行おうとする一の建築物ごとに次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 ① 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第2条第1項第1号イ又はロに定める基準に適合するもの（②に掲げるものを除く。） (1) 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 (ア) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 14,000円
--	--	--	---

			(イ) 床面積の合計が20 0平方メートル以上のもの の 16,000円 (2) 住宅用途を含む建築物 の住宅部分 次に掲げる区 分に応じそれぞれ次に定め る額 (ア) 床面積の合計が30 0平方メートル未満のもの の 27,000円 ② 建築物のエネルギー消費性 能の向上等に関する法律施行 規則第2条第1項第1号イ又は ロに定める基準に適合するもの (建築物のエネルギー消費 性能の向上等に関する法律第 11条第2項及び第12条第3項の 規定に基づくものに限る。) (1) 一戸建ての住宅 次に 掲げる区分に応じそれぞれ 次に定める額 (ア) 床面積の合計が20 0平方メートル未満のもの の 7,000円 (イ) 床面積の合計が20 0平方メートル以上のもの の 8,000円 (2) 住宅用途を含む建築物 の住宅部分 次に掲げる区
--	--	--	---

			分に応じそれぞれ次に定める額 (ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 13,500円
68	都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査(次号に規定する審査を除く。)	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料	次に掲げる額を合算して得た金額 ア 変更後の低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として市長が別に定めるものが提出された場合 ① 一戸建ての住宅 2,500円 ② 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 (1) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 5,500円 ③ 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 (1) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 5,500円 イ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(1)及びロ

			(1)に定める基準に適合するもの ① 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 (1) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 20,000円 (2) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 22,000円 ② 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 (1) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 40,000円 ウ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ (2)に定める基準に適合するもの ① 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 (1) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 10,000円 (2) 床面積の合計が200平方
--	--	--	--

			メートル以上のもの 11,000円 ② 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 (1) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 19,000円 エ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に定める基準に適合するもの ① 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 (1) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 14,500円 (2) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 16,500円 ② 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 (1) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 29,500円 オ ア以外の場合で、建築物エネ
--	--	--	--

			ルギー消費性能基準等を定める 省令第10条第1号イ(1)及びロ (1)に定める基準に適合する非 住宅用途を含む建築物の非住宅 部分 次に掲げる区分に応じそ れぞれ次に定める額 ① 床面積の合計が300平方メ ートル未満のもの 133,500 円 カ ア以外の場合で、建築物エネ ルギー消費性能基準等を定める 省令第10条第1号イ(2)及びロ (2)に定める基準に適合する非 住宅用途を含む建築物の非住宅 部分 次に掲げる区分に応じそ れぞれ次に定める額 ① 床面積の合計が300平方メ ートル未満のもの 51,000円
69	都市の低炭素化の促進に 関する法律第55条第1項の 規定に基づく低炭素建築 物新築等計画の変更の認 定の申請（同条第2項にお いて準用する同法第54条 第2項の規定による申出を 伴う申請に限る。）に対す る審査	建築基準関係規定 適合の審査の申出 を伴う低炭素建築 物新築等計画変更 認定申請手数料	第67号手数料の金額の欄アの額 に、前号に規定する合算して得た 金額を加算し、第67号手数料の金 額の欄イに掲げる場合はそれぞれ 当該イに定める額を更に加算して 得た金額
70	建築物のエネルギー消費 性能の向上等に関する法	建築物エネルギー 消費性能適合性判	申請に係る特定建築行為を行おう とする一の建築物ごとに次に掲げ

	律（平成27年法律第53号） 第11条第1項又は第12条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定	定手数料	る金額を合算して得た金額 ア 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第3項に規定する他の建築物について、当該建築物が記載された同条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画が同法第30条第1項の認定又は同法第31条第1項の変更の認定を受けたことを示す書類が提出された場合 ① 一戸建ての住宅 5,000円 ② 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 (1) 床面積の合計（市長が別に定める建築物については、共用部分の床面積を除く。以下イ②及びエ②並びに次号ア②並びにイ②及びエ②並びに第76号ア②並びにイ②及びエ②において同じ。）が300平方メートル未満のもの 11,000円 ③ 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 (1) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 11,0
--	---	-------------	---

			00円 イ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するもの ① 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 (1) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 40,000円 (2) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 44,000円 ② 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 (1) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 80,000円 ウ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に適合するもの ① 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 (1) 床面積の合計が200平方
--	--	--	---

			メートル未満のもの 20,000円 (2) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 22,000円 ② 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 (1) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 38,000円 エ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準と同号イ(2)及びロ(2)に定める基準とを併用するもの ① 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 (1) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 29,000円 (2) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 33,000円 ② 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額
--	--	--	---

			(1) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 59,000円 オ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合するもの 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 ① 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 267,000円 カ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合するもの 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 ① 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 102,000円
71	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第2項又は第12条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定	計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	申請に係る特定建築行為を行おうとする一の建築物ごとに次に掲げる額を合算して得た金額。ただし、新たに追加される建築物については、前号手数料の金額の欄の定める額とする。 ア 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第

			3項に規定する他の建築物について、当該建築物が記載された同条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画が同法第30条第1項の認定又は同法第31条第1項の変更の認定を受けたことを示す書類が提出された場合 ① 一戸建ての住宅 2,500円 ② 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 (1) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 5,500円 ③ 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 (1) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 5,500円 イ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するもの ① 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額
--	--	--	---

			(1) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 20,000円 (2) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 22,000円 ② 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 (1) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 40,000円 ウ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するもの ① 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 (1) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 10,000円 (2) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 11,000円 ② 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額
--	--	--	---

			(1) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 19,000円 エ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準と同号イ(2)及びロ(2)に定める基準とを併用するもの ① 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 (1) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 14,500円 (2) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 16,500円 ② 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 (1) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 29,500円 オ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合するもの 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定
--	--	--	--

			める額 ① 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 133,500円 カ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合するもの 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 ① 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 51,000円
--	--	--	--

」に改め、同表72の項から74の項までを次のように改める。

72	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査（次号に規定する審査を除く。）	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	一の建築物ごとに次に掲げる額を合算して得た金額 ア 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として市長が別に定めるものが提出された場合 ① 一戸建ての住宅 5,000円 ② 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 (1) 床面積の合計（市長が別に定める建築物については、共用部分の床面積を除く。(2)、イ②、第74号ア②
----	--	-------------------------	--

			及びイ②において同じ。) が300平方メートル未満のもの 11,000円 ③ 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 (1) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 11,000円 イ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するもの ① 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 (1) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 40,000円 (2) 床面積の合計が200平方メートル以上500平方メートル以内のもの 44,000円 ② 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 (1) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 80,000円
--	--	--	--

			ウ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するもの ① 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 (1) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 20,000円 (2) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 22,000円 ② 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 (1) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 38,000円 エ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に定める基準に適合するもの ① 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 (1) 床面積の合計が200平方
--	--	--	--

			メートル未満のもの 29,000円 (2) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 33,000円 ② 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 (1) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 59,000円 オ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 ① 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 267,000円 カ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 ① 床面積の合計が300平方メ
--	--	--	---

			一トル未満のもの 102,000 円
73	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請（同法第30条第2項の規定による申出を伴う申請に限る。）に対する審査	建築基準関係規定適合の審査の申出を伴う建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	前号に規定する合算して得た金額に、次のアに定める額を加算し、次のイに掲げる場合はそれぞれ当該イに定める額を更に加算して得た金額 ア 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 ① 床面積の合計が30平方メートル以内のもの 8,000円 ② 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの 20,000円 ③ 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの 34,000円 ④ 床面積の合計が200平方メートルを超え300平方メートル以内のもの 36,000円 イ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項ただし書（同条第2項において準用する場合を含む。）又は第12条第2項ただし書（同条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特定建築行為の場合 申請に係る特定建築行為を行おうとする一の建築物ご

			とに次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 ① 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第2条第1項第1号イ又はロに定める基準に適合するもの（②に掲げるものを除く。） (1) 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 (ア) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 14,000円 (イ) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 16,000円 (2) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 (ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 27,000円 ② 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第2条第1項第1号イ又はロに定める基準に適合するもの（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第
--	--	--	--

			11条第2項及び第12条第3項の規定に基づくものに限る。) (1) 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 (ア) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 7,000円 (イ) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 8,000円 (2) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 (ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 13,500円
74	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査（次号に規定する審査を除く。）	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	一の建築物ごとに次に掲げる額を合算して得た金額。ただし、新たに追加される建築物については、第72号手数料の金額の欄に定める額とする。 ア 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として市長が別に定めるものが提出された場合

			① 一戸建ての住宅 2,500円 ② 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 (1) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 5,500円 ③ 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 (1) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 5,500円 イ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するもの ① 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 (1) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 20,000円 (2) 床面積の合計が200平方メートル以上500平方メートル以内のもの 22,000円 ② 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応
--	--	--	--

			じそれぞれ次に定める額 (1) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 40,000円 ウ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するもの ① 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 (1) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 10,000円 (2) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 11,000円 ② 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 (1) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 19,000円 エ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に定める基準に適合するもの
--	--	--	--

		① 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 (1) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 14,500円 (2) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 16,500円 ② 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 (1) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 29,500円 オ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 ① 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 133,500円 カ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合する非
--	--	---

			住宅用途を含む建築物の非住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 ① 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 51,000円
--	--	--	---

別表 7 5 の項中「第 3 6 条第 1 項」を「第 3 1 条第 1 項」に、「第 3 5 条第 2 項」を「第 3 0 条第 2 項」に改め、同表 7 6 の項を削り、同表中「

77	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第11条の規定に基づく軽微な変更に該当していることを証する書面の交付の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能確保計画 軽微変更該当証明書交付申請手数料	ア 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第3項に規定する他の建築物について、当該建築物が記載された同条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画が同法第35条第1項の認定又は同法第36条第1項の変更の認定を受けたことを示す書類が提出された場合 ① 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 5,500円 ② 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの 9,500円 イ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合するもの 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 ① 床面積の合計が300平方メ
----	--	--------------------------------------	---

			メートル未満のもの 133,500円 ② 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの 167,000円 ウ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合するもの 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 ① 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 51,000円 ② 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの 65,000円
--	--	--	--

」を「

76	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第13条の規定に基づく軽微な変更に該当していることを証する書面の交付の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能確保計画 軽微変更該当証明書交付申請手数料	申請に係る特定建築行為を行おうとする一の建築物ごとに次に掲げる額を合算して得た金額 ア 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第3項に規定する他の建築物について、当該建築物が記載された同条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画が同法第30条第1項の認定又は同法第31条第1項の変更の認定を受けたことを示す書類が提出され
----	--	--------------------------------------	--

			た場合 ① 一戸建ての住宅 2,500円 ② 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 (1) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 5,500円 ③ 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 (1) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 5,500円 イ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するもの ① 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 (1) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 20,000円 (2) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 22,000円 ② 住宅用途を含む建築物の住
--	--	--	---

			宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 (1) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 40,000円 ウ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するもの ① 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 (1) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 10,000円 (2) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 11,000円 ② 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 (1) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 19,000円 エ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準と同号イ(2)
--	--	--	---

			及びロ(2)に定める基準とを併用するもの ① 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 (1) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 14,500円 (2) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 16,500円 ② 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 (1) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 29,500円 オ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合するもの 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 ① 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 133,500円 カ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに定め
--	--	--	---

			る基準に適合するもの 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 ① 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 51,000円
--	--	--	---

」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

令和7年2月19日提出

幸手市長 木 村 純 夫

提 案 理 由

建築基準法及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の一部改正に伴い、新たに発生する事務の手数料を定めるとともに、審査項目が追加されることによる既定の手数料の改定その他所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。